

保育園における感染症の登園基準一覧表

A. 登園許可証が必要な感染症

病名	登園のめやす
麻疹（はしか）	解熱後3日を経過していること
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日経過していること （乳幼児にあっては、3日経過していること）
風しん	発しんが消失していること
水ぼうそう	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好となっていること
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血などの主な症状が消失した後2日経過していること
流行性角結膜炎	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症 （O157・O26・O111 など）	医師により感染のおそれがないと認められていること （無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄が確立している5歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である）
結核・急性出血性結膜炎・侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）	医師により感染の恐れがないと認められていること

※事務所にあります治癒証明書・登園許可書または、医師の許可証が必要になります。

B. 医師の診断を受け、保護者に記入していただく登園届けが必要な感染症

病名	登園のめやす
溶連菌感染症	抗菌薬内服後24～48時間が経過していること
マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑（リンゴ病）	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 （ノロウイルス・ロタウイルス・アデノウイルス等）	嘔吐・下痢などの症状が収まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RS ウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	全ての発しんが痂皮（かさぶた）化していること
突発性発しん	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

※上記掲載以外の感染症の場合も治癒証明書・登園許可書または、医師の許可証が必要になります。

担当医殿

社会福祉法人 ふじ福祉会
理事長 村井仙一

登園許可証記入のお願い

この度本園園児より、伝染病の報告を受けました。学校保健法12条の規則により、園児が伝染病に罹患した場合、本人の休養と他社への蔓延、流行を防ぐため、出席停止（欠席扱いはしない）の措置をとることになっています。ただし、症状等により、予防上支障がないと認められる場合はこの限りではありません。

ご多忙とは存じますが、下記の証明書にご記入下さいますようよろしくお願いいたします。

_____キリトリ線_____

治癒証明書・登園許可証

社会福祉法人 ふじ福祉会
理事長 村井 仙一 殿

令和 年 月 日

児童氏名 _____

生年月日 平成・令和 年 月 日

上記の者は（病名）_____が軽快し、且つ学校保健法の
基準により、伝染病の予防上支障がないと認めたので、登園を許可します。

【登園後に必要な配慮があれば記入してください】

登園予定日 令和 年 月 日

医療機関名：

医師名： _____ (印)